

合意事項

和光市（甲）と和光市知的障害者授産施設指定管理者社会福祉法人和光市社会福祉協議会（乙）とは、次の事項について協議し合意した。

1 平成23年度指定管理料（事業に係わる対価）について

知的障害者授産施設の平成23年度事業執行に要する経費は、和光市総合福祉会館設置及び管理条例（以下「条例」という。）に定める利用料金及び自立支援給付費等の収入予算額（授産収支は除く）の範囲内であるため、給食業務に係る指定管理料のみを支出するものとする。

2 指定管理料に含めない経費及び精算について

- (1) 平成23年度指定管理料に送迎業務委託料及び光熱水費を含めないものとする。
- (2) 修繕費、金30万円については、基本協定第14条第3項に定める乙の見積りによる一件につき10万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満の管理物件の修繕に使用し、年度終了後余剰金が発生した場合は、甲乙確認後、乙は甲に返還するものとする。
- (3) 指定管理に係る指定管理料、自立支援給付費及び利用料金等の収入額が、年度終了後、前述の修繕費を除いて余剰金が発生した場合は、平成21年度余剰金額の100分の95を乗じて得た額（1円未満切捨）を差し引いた残額に100分の50を乗じて得た額を乙の収入とする。前述の乙の収入を差し引いた差額を甲に返納するものとする。

3 送迎業務の実施について

送迎業務については、甲が送迎業務受託者と他施設を含め一括契約するものとし、添乗及び配車の手配等に係る調整は乙が行うものとする

- (1) 運行車両及び台数 マイクロバス標準ステップ付 乗車定員29名 1台
- (2) 運行日数及び運行ダイヤ 運行は施設開所日とし、運行経路等については乙が送迎業務事業者と調整するものとする。

なお、精神障害者小規模作業所の送迎は、知的障害者授産施設のコースに組み込み実施するものとする。

4 指定管理者が使用する事務連絡車について

事務連絡車については乙が自動車リース会社と利用契約を結ぶものとし、経費については自立支援給付費及び指定管理料の範囲内で賄うものとする。

5 事務用及び事業用パソコンについて

リース対応とするので乙が事業者と契約し、経費については自立支援給付費及び指定管理料の範囲内で賄うものとする。

6 コピー機及び印刷機について

リース対応とするので乙が事業者と契約し、経費については自立支援給付費及び指定管理料の範囲内で賄うものとする。

7 給食業務の実施について

給食業務については、他施設を含め乙が施設開所日に提供するものとする。配膳方法については、乙が施設内食堂まで配食し、配膳、下膳は各施設職員等が行う。

8 給食費について

利用者及び職員の給食の負担額は別途協議するものとする。

9 消防計画について

施設消防計画は、甲が作成する和光市総合福祉会館消防計画に統合されるので乙は消防計画に基づいた体制整備を行い、防火訓練等又は火災等の発生時にはその任に当たらなければならない。

10 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

開示の請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

11 研修の参加について

乙は、甲が開催する個人情報保護等の研修会に施設職員が参加することについて、配慮するものとする。